

# 周南市議会会派及び会派代表者会議規約

(趣旨)

**第1条** この規約は、周南市議会の会派及び会派代表者会議に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会派)

**第2条** 会派とは、議会活動を同じくする2人以上の議員の団体をいう。

2 会派を結成したときは、会派の代表者は、所定の様式により、議長に届け出なければならない。これを変更し、又は解散したときも同様とする。ただし、改選後等において、議長が選出されるまでの間に会派を結成したときは、議会事務局長に届け出るものとする。

3 会派のうち、議員定数の1/2分の1以上の議員が所属する会派を交渉会派という。

4 会派のうち、前項に規定する交渉会派以外の会派を一般会派という。

(会派代表者会議の設置)

**第3条** 周南市議会に会派代表者会議（以下「代表者会議」という。）を置く。

(協議事項)

**第4条** 代表者会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 議会内部の人事に関すること。
- (2) 会派に関すること。
- (3) その他議長が必要と認めたこと。

(構成)

**第5条** 代表者会議の構成員は、議長、副議長及び各交渉会派の代表者とする。

(一般会派代表者の出席)

**第6条** 一般会派の代表者は、代表者会議に出席できる。

2 議長は、必要があるときは、一般会派の代表者に意見を聞くことができる。  
3 議長は、一般会派の代表者から発言の申し出があったときは、会議に諮ってその許否を決定する。

(会派に属さない議員の傍聴)

**第7条** 会派に属さない議員は、代表者会議を傍聴するよう努めなければならない。

(代表者会議の招集)

**第8条** 代表者会議は、必要に応じて議長が招集し、これを主宰する。

2 議長は、交渉会派から開議の請求があった場合は、代表者会議を招集しなければならない。

(代理者の出席)

**第9条** 会派の代表者に事故があるときは、代理出席ができる。

(代表者会議の公開)

**第10条** 代表者会議は、原則公開する。

(決定事項の周知)

**第11条** 代表者会議の決定事項は、会派の代表者が所属する議員に周知するものとする。

(代表者会議の記録)

**第12条** 議長は、代表者会議の概要等必要な事項を記載した代表者会議の記録を作成しなければならない。

(決定事項の尊重)

**第13条** 議員は、代表者会議で決定した事項については、これを尊重しなければならない。

(その他)

**第14条** この規約に定めるもののほか必要な事項は、議長が代表者会議に諮つて定める。

## 附 則

この規約は、平成15年5月13日から施行する。

**附 則** (平成16年6月28日一部改正)

この規約は、平成16年6月28日から施行する。